

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年 3月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年3月3日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

| 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の有無 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の有無 |
|----------|-----------|------------|----------|---------|------------|
| 会長       | 中 村 榮 憲   | 出          | 松隈       | 築 地 孝 彦 | 出          |
| 副会長      | 原 武 学     | 出          | 石動       | 元 石 久 隆 | 出          |
| 2        | 江 口 啓 子   | 出          | 三津       | 城 尾 良 信 | 出          |
| 3        | 中 村 佐 代 子 | 出          | 大曲       | 福 島 啓 洋 | 出          |
| 5        | 城 島 訓 浩   | 出          | 吉田       | 北 島 知 典 | 欠          |
| 6        | 荒 木 清 隆   | 出          | 田手       | 森 勝 浩   | 出          |
| 7        | 森 田 利 光   | 出          | 豆田       | 原 隆 司   | 出          |
| 8        | 小 林 宏     | 出          | 箱川       | 江 頭 秀 臣 | 出          |
| 9        | 大 坪 敏 博   | 出          |          |         |            |
| 10       | 木 下 大 学   | 出          |          |         |            |
| 11       | 内 川 正 良   | 出          |          |         |            |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

|     |             |                      |
|-----|-------------|----------------------|
| 事務局 | [局 長] 北村 隆靖 | 係長 梅野 和子<br>係員 田中 貴章 |
|-----|-------------|----------------------|

5. 議事録署名委員の指名 11番 内川 正良 委員 1番 原武 学 委員

6. 議 事

|       |                                                  |    |
|-------|--------------------------------------------------|----|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項規程による通知書                               | 3件 |
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件                              | 1件 |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定に基づく届出承認申請案件                            | 1件 |
| 第3号議案 | 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件                              | 1件 |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件                              | 3件 |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度<br>第10号農用地利用集積計画(案)の決定案件 | 1件 |
| 第6号議案 | 空家に付随する農地区域指定申請案件                                | 1件 |

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 3 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
- 11 番 内川 正良 委員    1 番 原武 学 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

|         |                                                    |     |
|---------|----------------------------------------------------|-----|
| 第 1 号報告 | 農地法第 18 条第 6 項規程による通知書                             | 3 件 |
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件                              | 1 件 |
| 第 2 号議案 | 農地法第 4 条の規定に基づく届出承認申請案件                            | 1 件 |
| 第 3 号議案 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件                              | 1 件 |
| 第 4 号議案 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件                              | 3 件 |
| 第 5 号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度<br>第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定案件 | 1 件 |
| 第 6 号議案 | 空家に付随する農地区域指定申請案件                                  | 1 件 |

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1～3 を朗読。  
説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。
- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 4 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3-1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、5 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、6 ページに位置図、7・8 ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 同一地区内で、ライスセンターや水利のなど今までどおりなので問題ないと思います。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないかと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく届出承認申請案件 整理番号 届出-1 については私の案件ですので退席させていただきます。副会長お願いします。

○ **副会長** 変わりました私が進行していきたいと思います。よろしくお願いします。それでは第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく届出承認申請案件について説明をお願いします。

○ **事務局長** 9 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく届出承認申請案件 整理番号 届出-1 について説明します。

整理番号 届出-1 を朗読。申請地につきましては、10 ページに位置図、11 ページに字図の写し、12 ページに土地利用計画図・断面図、13 ページに建物平面図、14 ページに立面図、15 ページに経過報告、16 ページに現場写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **副会長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 以前小屋が建ってたところにまた立て直されるとのことですので、別に

問題ないかと思います。

○ ○○番（○○委員） 私も問題ないと思います。

○ 副会長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 問題は無いと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○○番（○○委員） 前建ってたところに建て直すとも申請せんばとですかね？

○ 事務局 以前建ってたのが違反転用の形にあたりまして、農地まで小屋が越境して建っていた状態でした。今回新たに立て直すという事でしたので、きちんとした形で申請をされたという事です。

○ 副会長 ほかにないでしょうか。

○ 副会長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明を求めます。

○ 事務局長 17ページをごらんください。第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明します。

整理番号4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。住宅の用若しくは公益的施設が連たんしている区域であることから第3種農地と判断されます。転用目的である事務所の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、18ページに位置図、19ページに字図の写し、20ページに土地利用計画図、21ページに断面図、22ページに建物平面図、23ページに立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○番（○○委員） 特に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 周りは住宅に囲まれていますので問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** この案件は 1,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、事業者の代理の方が見えられています。24 ページをごらんください。第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。既存敷地の拡張であることから第1種農地と判断されます。転用目的である車両置場及び従業員駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、25 ページに位置図、26 ページに字図の写し、27・28 ページに土地利用計画図、29 ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 地図上ではわかりませんが、ここは段差がかなりあり耕作しにくい土地でしたので、問題ないかと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 駐車だけですね？洗車とかはここではしないんですか？

○ **代理人** 駐車場だけのご利用を計画されております。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 隣の 4426-1 の農地にはどうやっていくんですか？

○ **代理人** 北側から行けるようになっています。同じ地主さんなんです。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 残った農地をどう活用するかを心配してるわけ。今機械も大型化している中で

こういう農地の残し方をされるのがあれなのよ。

○ **代理人** 今後皆さん方にまたお願いせんばごとなと思いますけど、ここ 1/2 ルールにかかっとなつてですね、敷地の半分しか農地転用できんわけですよ。

○ **議長** 1種農地の転用ですよ、まとめてが難しいということなんですよ。

- ○○番（○○委員） だけんそういうことであるなら、西側にもっと詰めて、下側にとるとか北側に残すとか方法はあるやろ。農地の活用の仕方しか私たちは考えんけん。
- 代理人 あのですね、北側も南側も農振地域が残ってるわけですよ。
- ○○番（○○委員） ただね、農業委員会としては機械が大型化している中で、こういう形の分筆をすればさ、ちょっと問題と私たちは思うわけ。
- 議長 後から除外するつもりなら本当は一発でいくべきなんですよ。
- 事務局 ここは北側に 10ha 以上の広がりがあるので農地の区分は 1 種農地に該当するので、敷地拡張で 1/2 しかできないんですよ。県は 1/2 を超えてしまうと許可できないんですよ。だからいくら農地が残ったとしても許可ができないんです。
- ○○番（○○委員） わかりました
- 議長 ほかにないですか？ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。
- 議長 続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明を求めます。
- 事務局長 30 ページをごらんください。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。
- 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。2197-6 は水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設が存することから第 3 種農地と判断されます。2197-7 は第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である駐車場及び進入路の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
- 申請地につきましては、31 ページに位置図、32 ページに字図の写し、33 ページに土地利用計画図、34 ページに断面図を添付しております。
- 説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、原武委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この場所は南側が駐車場になっておりとくに問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 35 ページをごらんください。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、36 ページに位置図、37 ページに字図の写し、38 ページに土地利用計画図、39 ページに建物平面図、40～43 ページを添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **1 番（〇〇委員）** この自宅の前をよく車で通るんですけど、車の出し入れをするとき非常に苦勞されており、見通しが悪いので、家をセットバックして家を後ろにずらして解消するんだなとこの図面を見て思いました。転用は問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 44 ページをごらんください。第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 11 件、再設定が 13 件の計 24 件で、田が 61 筆 97,225 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆 3,825 m<sup>2</sup>、合計の 101,000 m<sup>2</sup>となっております。

次に 45 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,324,743.61 m<sup>2</sup>、今回解約面積 110,340.95 m<sup>2</sup>、今回計画といたしまして 101,000 m<sup>2</sup>、現在の合計 4,315,402.66 m<sup>2</sup>となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 空家に付随する農地区域指定申請案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 46 ページをごらんください。第 6 号議案 空家に付随する農地区域指定申請案件について説明します。空家に付随する農地区域指定申請案件を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 地元の方は空き家と農地とセットで売ってほしいと要望が出ています。その 1 点だけが要望事項です。あとは問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇最適化推進委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 先ほど言われたように地元からは家と農地と同じ人に買ってほしいと要望が出ています。農地に行くにはこの家を通らないと入れないんですよ。家の持ち主以外が取得すると耕作ができなくなってしまうんで。あとは問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前１０時２０分